

別表十(六)

「22」、「37」、「42」、「47」又は「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法及び沖特令の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十(六)

令七・四・一以後終了事業年度分

I 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書												
譲渡資産の明細	公共事業者の名称		1		譲渡資産の帳簿価額		12		円			
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日		2	・	・	同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額		13				
	収用換地等による譲渡年月日		3	・	・	譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額		14			
	譲渡資産の種類		4		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額		15					
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額		5			円	差引譲渡経費の額 (14) - (15)		16			
	同上以外の補償金の額	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		6			同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額		17			
		経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		7			譲渡益の額 (9) + (10) - (11) - ((12)又は(13)) - ((16)又は(17))		18			
		移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		8		当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額		19				
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)		9		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額		20					
	特別控除に係る交換取得資産の価額		10		特別控除残額 5,000万円 - (20)		21					
P46参照		キ	額	11		特別控除額 (((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額)		22				

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称		23		特定事業の用地買収等により譲渡した場合の特別控除額のために土地等計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38		円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日		24	(・ ・)		1,500万円－(38)	39		
取得した対価の額		25			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40		
交換取得資産の価額		26			特 別 控 除 残 額 5,000万円－(40)	41		
交換取得資産につき支払った交換差金の額		27			特 別 控 除 残 額 ((32)、(39)と(41)のうち少ない金額)	42		
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額		28		農地渡保した場合の合理的な特別控除額のために農地等計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43		
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額		29		800万円－(43)	44		
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額		30		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45		
	差引譲渡経費の額 (29)－(30)		31		特 別 控 除 残 額 5,000万円－(45)	46		
譲 渡 益 の 額 (25)＋(26)－(27)－(28)－(31)		32			特 別 控 除 残 額 ((32)、(44)と(46)のうち少ない金額)	47		
特定等土地渡した場長合期の所有土地除等額の譲渡計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額		33		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	48		
	2,000万円－(33)		34		1,000万円－(48)	49		
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額		35		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	50		
	特 別 控 除 残 額 5,000万円－(35)		36		特 別 控 除 残 額 5,000万円－(50)	51		
	特 別 控 除 残 額 ((32)、(34)と(36)のうち少ない金額)		37		特 別 控 除 残 額 ((32)、(49)と(51)のうち少ない金額)	52		

別表十(六)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法及び沖特令の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の所得の特別控除	「第65条の2第1項」、「第65条の2第2項」、「第65条の2第7項」又は「租税特別措置法施行令第39条の3第6項」	00217	「22」欄の金額

「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3第1項	00218	「37」欄の金額

「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、令和7年旧震災特例法及び震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の4第1項	00358	「42」欄の金額

「47」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5第1項	00220	「47」欄の金額

「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の5の2第1項	00221	「52」欄の金額